

四半期報告書

(第118期第3四半期)

株式会社 愛媛銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	23
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	24

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月7日

【四半期会計期間】 第118期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 西川 義教

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員企画広報部長 三宅 和彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号
株式会社愛媛銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 執行役員東京事務所長 松井 宏治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		2020年度 第3四半期 連結累計期間	2021年度 第3四半期 連結累計期間	2020年度
		(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	百万円	31,938	31,584	43,045
経常利益	百万円	6,073	7,518	8,683
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	4,175	4,884	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	5,447
四半期包括利益	百万円	28,510	△3,521	—
包括利益	百万円	—	—	29,942
純資産額	百万円	153,554	149,210	154,897
総資産額	百万円	2,589,498	2,726,989	2,767,080
1株当たり四半期純利益	円	106.71	125.04	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	139.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	円	99.43	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	5.87	5.46	5.54

		2020年度 第3四半期 連結会計期間	2021年度 第3四半期 連結会計期間
		(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	円	40.32	40.42

- (注) 1. 2020年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び2021年度第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末非支配株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更及び新たに発生した事業等のリスクはありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染症の影響から、経済活動の足踏みが続いており依然として厳しい状況が続いております。

当行が営業基盤とする愛媛県内の経済情勢も新型コロナウイルス感染症の影響により一部に弱い動きがみられるものの、個人消費を中心に緩やかに持ち直しの兆しもみられます。

このような状況にあって当行グループは、1915年の創業以来、「思いやり」と「助け合い」の「無尽」「相互扶助」の精神に基づき、幅広い金融サービスを提供しながら地域とともに力強く発展してまいりました。

経常収益は前年同期比3億54百万円減少の315億84百万円、経常利益は同比14億45百万円増加の75億18百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は同比7億8百万円増加の48億84百万円となりました。

また、財務面においては総資産2兆7,269億円(前連結会計年度末比400億円減少)、純資産1,492億円(同比56億円減少)となりました。

預金等残高(譲渡性預金含む)は2兆4,064億円と前連結会計年度末から766億円減少しましたが、個人預金は前連結会計年度末比541億円増加し1兆4,560億円となりました。貸出金残高は、1兆8,061億円と前連結会計年度末比432億円増加しました。

また、報告セグメント情報のうち銀行業の経常収益は、前年同期比1億72百万円増加して287億99百万円となり、セグメント利益は同比15億20百万円増加し70億22百万円となりました。

リース業、その他につきましては前年同期とほぼ同様の結果となりました。

今後も地域価値共創型広域プラットフォーム銀行として、お客様に寄り添いながら、新連携による金融プラス1戦略の広域展開等により、当行独自のプラットフォームを形成し、西瀬戸地域を中心とした地域経済活動の活性化に向け、地域価値共創の実現を目指します。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)

当第3四半期連結累計期間の資金運用収益は、貸出金利は低下したものの、有価証券運用強化と多様化を図ったことにより243億87百万円と、前第3四半期連結累計期間比3億32百万円増加しました。資金調達費用については、外貨調達コストの低下等により前第3四半期連結累計期間比6億75百万円減少し、10億58百万円となりました。この結果、資金運用収支は233億29百万円と前第3四半期連結累計期間比10億8百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	18,286	4,034	—	22,320
	当第3四半期連結累計期間	18,351	4,977	—	23,329
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	18,904	5,292	142	24,055
	当第3四半期連結累計期間	18,883	5,651	146	24,387
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	617	1,258	142	1,734
	当第3四半期連結累計期間	531	673	146	1,058
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	△399	△63	—	△462
	当第3四半期連結累計期間	185	△82	—	102
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	3,514	48	—	3,562
	当第3四半期連結累計期間	4,011	59	—	4,070
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	3,913	111	—	4,024
	当第3四半期連結累計期間	3,825	141	—	3,967
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	2,791	△269	—	2,522
	当第3四半期連結累計期間	2,388	1	—	2,390
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	2,853	34	—	2,888
	当第3四半期連結累計期間	2,488	1	—	2,490
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	62	303	—	365
	当第3四半期連結累計期間	100	—	—	100

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)

役務取引等収益合計は、投資信託等の役務手数料増強に向けた取組みを強化したことで、前第3四半期連結累計期間比5億8百万円増加し、40億70百万円となりました。役務取引等費用は、支払手数料等の減少により前第3四半期連結累計期間比57百万円減少し39億67百万円となったことから、役務取引等収支は1億2百万円と前第3四半期連結累計期間比5億65百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	3,514	48	—	3,562
	当第3四半期連結累計期間	4,011	59	—	4,070
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	1,275	—	—	1,275
	当第3四半期連結累計期間	1,605	—	—	1,605
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	800	48	—	848
	当第3四半期連結累計期間	719	59	—	779
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	471	—	—	471
	当第3四半期連結累計期間	667	—	—	667
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	636	—	—	636
	当第3四半期連結累計期間	659	—	—	659
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	32	—	—	32
	当第3四半期連結累計期間	23	—	—	23
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	60	—	—	60
	当第3四半期連結累計期間	75	—	—	75
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	3,913	111	—	4,024
	当第3四半期連結累計期間	3,825	141	—	3,967
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	154	111	—	265
	当第3四半期連結累計期間	125	141	—	267

(注) 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	2,038,125	93,152	—	2,131,278
	当第3四半期連結会計期間	2,091,407	101,275	—	2,192,682
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	1,124,217	—	—	1,124,217
	当第3四半期連結会計期間	1,208,488	—	—	1,208,488
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	910,194	—	—	910,194
	当第3四半期連結会計期間	879,018	—	—	879,018
うちその他	前第3四半期連結会計期間	3,713	93,152	—	96,865
	当第3四半期連結会計期間	3,899	101,275	—	105,174
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	187,219	—	—	187,219
	当第3四半期連結会計期間	213,736	—	—	213,736
総合計	前第3四半期連結会計期間	2,225,345	93,152	—	2,318,497
	当第3四半期連結会計期間	2,305,143	101,275	—	2,406,419

(注) 1 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,737,197	100.00	1,806,109	100.00
製造業	129,451	7.45	127,398	7.05
農業、林業	1,727	0.10	1,498	0.08
漁業	4,644	0.27	4,410	0.24
鉱業、採石業、砂利採取業	132	0.01	108	0.01
建設業	55,785	3.21	59,881	3.32
電気・ガス・熱供給・水道業	11,296	0.65	12,137	0.67
情報通信業	4,648	0.27	5,497	0.31
運輸業、郵便業	192,001	11.05	212,564	11.77
卸売業、小売業	94,403	5.43	94,001	5.20
金融業、保険業	63,793	3.67	72,361	4.01
不動産業、物品賃貸業	136,784	7.87	129,017	7.14
各種サービス業	187,389	10.79	188,434	10.43
地方公共団体	145,541	8.38	149,640	8.29
その他	709,597	40.85	749,157	41.48
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,737,197	—	1,806,109	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。

2 当行には海外店及び海外に子会社を有する子会社はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	39,426,777	39,426,777	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式。 単元株式数は、100株
計	39,426,777	39,426,777	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	—	39,426	—	21,367	—	15,502

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、2021年12月31日現在の株主名簿が作成されていないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年9月30日)に基づく株主名簿による記載を行っています。

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 142,100	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,164,900	391,649	同上
単元未満株式	普通株式 119,777	—	同上
発行済株式総数	39,426,777	—	—
総株主の議決権	—	391,649	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が200株(議決権2個)、「株式給付信託(BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式213,800株(議決権2,138個)が含まれております。なお、当該議決権2,138個は議決権不行使となっております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式81株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町 2丁目1番地	142,100	—	142,100	0.36
計	—	142,100	—	142,100	0.36

(注) 「株式給付信託(BBT)」制度に関する株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式213,800株は上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(自2021年10月1日 至2021年12月31日)及び第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
現金預け金	286,273	192,152
コールローン及び買入手形	2,214	3,450
買入金銭債権	38,778	37,808
商品有価証券	206	121
有価証券	605,425	617,190
貸出金	※1 1,762,863	※1 1,806,109
外国為替	5,731	5,157
リース債権及びリース投資資産	6,478	6,473
その他資産	32,620	30,718
有形固定資産	29,642	29,697
無形固定資産	1,711	2,157
繰延税金資産	170	153
支払承諾見返	9,419	10,224
貸倒引当金	△14,455	△14,426
資産の部合計	2,767,080	2,726,989
負債の部		
預金	2,164,907	2,192,682
譲渡性預金	318,115	213,736
コールマネー及び売渡手形	4,428	1,150
債券貸借取引受入担保金	1,140	1,176
借入金	73,730	131,181
外国為替	96	59
その他負債	24,475	15,060
役員賞与引当金	45	—
退職給付に係る負債	1,196	1,207
役員退職慰労引当金	10	10
株式報酬引当金	177	166
利息返還損失引当金	20	20
睡眠預金払戻損失引当金	163	163
繰延税金負債	10,923	7,629
再評価に係る繰延税金負債	3,332	3,310
支払承諾	9,419	10,224
負債の部合計	2,612,182	2,577,778
純資産の部		
資本金	21,367	21,367
資本剰余金	15,502	15,816
利益剰余金	77,760	81,372
自己株式	△557	△516
株主資本合計	114,072	118,040
その他有価証券評価差額金	32,842	24,423
土地再評価差額金	6,636	6,593
退職給付に係る調整累計額	△50	△42
その他の包括利益累計額合計	39,428	30,974
非支配株主持分	1,396	195
純資産の部合計	154,897	149,210
負債及び純資産の部合計	2,767,080	2,726,989

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
経常収益	31,938	31,584
資金運用収益	24,055	24,387
(うち貸出金利息)	17,824	17,465
(うち有価証券利息配当金)	4,844	5,691
役務取引等収益	3,562	4,070
その他業務収益	2,888	2,490
その他経常収益	※1 1,433	※1 635
経常費用	25,865	24,065
資金調達費用	1,734	1,058
(うち預金利息)	655	527
役務取引等費用	4,024	3,967
その他業務費用	365	100
営業経費	18,504	18,166
その他経常費用	※2 1,235	※2 772
経常利益	6,073	7,518
特別利益	0	24
固定資産処分益	0	24
特別損失	94	224
固定資産処分損	46	33
減損損失	47	190
税金等調整前四半期純利益	5,978	7,318
法人税、住民税及び事業税	2,070	2,022
法人税等調整額	△338	406
法人税等合計	1,731	2,428
四半期純利益	4,247	4,889
(内訳)		
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,175	4,884
非支配株主に帰属する四半期純利益	72	5
その他の包括利益	24,262	△8,411
その他有価証券評価差額金	24,259	△8,419
退職給付に係る調整額	3	7
四半期包括利益	28,510	△3,521
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	28,340	△3,527
非支配株主に係る四半期包括利益	169	5

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、役務取引等収益の一部について、従来受領時に一時点で収益を認識しておりましたが、財又はサービスが提供された時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間における影響は軽微です。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券については原則として連結決算期末1カ月の市場価格等の平均に基づいた時価により評価しておりましたが、第1四半期連結会計期間末より各四半期連結会計期間末日の市場価格等により評価しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りの仮定につきましては、前連結会計年度の有価証券報告書の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に記載した内容から重要な変更はありません。

(株式給付信託(BBT))

当行は、取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下「本制度」という。)を導入しております。本制度は、対象取締役の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にすることで、対象取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成27年3月26日)に準じています。

①取引の概要

本制度に基づき設定される信託が当行の拠出する金銭を原資として当行株式を取得します。当該信託は、当行株式及び当行株式の時価相当の金銭を、当行の定める役員株式給付規程に従って、対象取締役に対して給付しま

す。当該給付の時期は、原則として対象取締役の退任時となります。

②信託に残存する自行の株式

信託に残存する自行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の株式数及び帳簿価額は、前連結会計年度末246,800株、309百万円、当第3四半期連結累計期間末213,800株、268百万円です。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
破綻先債権額	569百万円	290百万円
延滞債権額	28,182百万円	30,487百万円
3ヵ月以上延滞債権額	－百万円	－百万円
貸出条件緩和債権額	6,841百万円	4,553百万円
合計額	35,593百万円	35,331百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
貸倒引当金戻入益	87百万円	－百万円
償却債権取立益	0百万円	0百万円
株式等売却益	816百万円	146百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
貸出金償却	636百万円	133百万円
貸倒引当金繰入額	－百万円	318百万円
株式等売却損	1百万円	0百万円
株式等償却	402百万円	97百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	1,024百万円	1,220百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	589	15.00	2020年3月31日	2020年6月29日	利益剰余金
2020年11月27日 取締役会	普通株式	589	15.00	2020年9月30日	2020年12月4日	利益剰余金

(注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2020年11月27日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	589	15.00	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金
2021年11月26日 取締役会	普通株式	589	15.00	2021年9月30日	2021年12月3日	利益剰余金

(注) 1. 2021年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれております。

2. 2021年11月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当行株式に対する配当金3百万円が含まれております。

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	28,332	2,913	31,246	692	31,938	—	31,938
セグメント間の内部経常収益	294	255	549	874	1,424	△1,424	—
計	28,627	3,169	31,796	1,566	33,363	△1,424	31,938
セグメント利益	5,501	222	5,724	365	6,090	△16	6,073

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務及びクレジットカード業務等を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△16百万円は、セグメント間の取引消去であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

銀行業セグメントにおける当該減損損失の額は、当第3四半期連結累計期間においては、47百万円でありませす。

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
役務取引等収益	2,836	—	2,836	258	3,094	—	3,094
預金・貸出業務	1,605	—	1,605	—	1,605	—	1,605
為替業務	779	—	779	—	779	—	779
証券関連業務	—	—	—	—	—	—	—
代理業務	427	—	427	—	427	—	427
その他	23	—	23	258	282	—	282
顧客との契約から生じる経常収益	2,836	—	2,836	258	3,094	—	3,094
上記以外の経常収益	25,640	2,423	28,064	425	28,489	—	28,489
外部顧客に対する経常収益	28,476	2,423	30,900	683	31,584	—	31,584
セグメント間の内部経常収益	322	252	575	909	1,485	△1,485	—
計	28,799	2,676	31,475	1,593	33,069	△1,485	31,584
セグメント利益	7,022	65	7,087	454	7,542	△24	7,518

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務及びクレジットカード業務等を含んでおります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△24百万円は、セグメント間の取引消去であります。
- 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
- 銀行業セグメントにおける当該減損損失の額は、当第3四半期連結累計期間においては、190百万円であります。
- 3 報告セグメントの変更等に関する事項
- 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識会計基準」等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。これによる影響は軽微です。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められるものではありません。

(有価証券関係)

※1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	14,705	14,623	△81
その他	—	—	—
合計	14,705	14,623	△81

(注) 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	16,413	16,315	△97
その他	—	—	—
合計	16,413	16,315	△97

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	19,637	62,849	43,212
債券	187,084	187,838	753
国債	57,426	56,701	△725
地方債	103,349	103,895	546
短期社債	—	—	—
社債	26,308	27,241	932
その他	332,299	335,219	2,919
合計	539,021	585,907	46,885

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	21,433	54,292	32,858
債券	195,148	196,875	1,726
国債	57,395	57,469	74
地方債	112,746	113,552	806
短期社債	—	—	—
社債	25,007	25,853	846
その他	343,138	343,370	232
合計	559,720	594,538	34,817

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は257百万円(全額株式)であります。当第3四半期連結累計期間における減損処理額は97百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、また、時価の下落が30%以上50%未満の場合は、過去の時価の水準等を勘案し、「回復する見込みがある」と認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものではありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	円	106.71	125.04
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	4,175	4,884
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	4,175	4,884
普通株式の期中平均株式数	千株	39,123	39,057
(2) 潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	円	99.43	—
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額	百万円	2	—
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	2	—
普通株式増加数	千株	2,889	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要		—	—

- (注) 1. 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、自己株式に計上した株式給付信託(BBT)制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当行株式(前第3四半期連結累計期間平均株式数160千株、当第3四半期連結累計期間平均株式数227千株)は、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の期中平均株式数の算出において控除する自己株式に含めております。
2. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2021年11月26日開催の取締役会において、第118期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	589百万円
1株当たりの中間配当金	15円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月7日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀川紀之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田修

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥

当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月7日
【会社名】	株式会社愛媛銀行
【英訳名】	The Ehime Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 西川 義教
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 西川義教は、当行の第118第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。